

そらぞら

2007.6

No. 21



枚方市に残る戦争当時の禁野火薬庫跡の土塁。火薬の爆発の被害を他に広げないためのもの。(12ページ「まちを歩く」)

もくじ

特集

2 障害がある人とともに

矢野孝さん(矢野紙器株式会社)／新澤伸子さん(大阪府発達障害者支援センター・アクトおおさか)

4 人権随想 発達障害の理解とサポート

小田浩伸さん(大阪大谷大学教育福祉学部)

6 このひと 壮絶な半生を乗り越え、帰国者支援に情熱を注ぐ

竹川英幸さん(大阪中国帰国者センター)

7 NPO・草の根活動 交野市ボランティアグループ高齢者支援「おりひめ」 くろーぱー

8 人権相談の現場から 「障害者に関する人権相談」

9 シリーズ 人権尊重スキルを磨く「会議のファシリテーション講座」①

ちよんせいこさん(人まちファシリテーション工房)

10 大阪府では… 「人権擁護士」養成講座／人権教育啓発ドラマ 人権学習シリーズvol.4／ラジオ番組「人権レーダー」

11 お知らせ

まちを歩く【第17回】
旧陸軍香里製造所煙突跡(枚方市)

12 人権啓発詩 「赤ちゃんから大人まで」

障害がある人とともに

障害があることで、その人の可能性が狭められたり、自己決定が阻まれたりすることがあります。インタビューを通して、障害を多様な個性のひとつとして受け入れ、ともに暮らしていくために、私たちに何が必要なのかを考えます。

ともに働く仲間として向き合い、信頼関係を築く

障害者は支援の対象ではなく、貴重な人材

大阪府中小企業家同友会には、障害者雇用検討運営委員会という組織があり、現在私が会長を務めています。また、

全国の約300社が加盟する社団法人全国重度障害者雇用事業所協会にも加盟し、障害者雇用のための相談や啓発、学習会などを行っています。

私たちは社会的貢献の意味でこうした取り組みをしているわけではありません。また、会員企業の多くは従業員数が56人未満という規模ですから、障害者雇用率の適用もありません。

それではなぜ障害者雇用に積極的なのかというと、中小企業にとって人材育成こそが最大の課題であり、一人ひとりが能力を十分に発揮できる企業づくりができるかどうかにかかっているからです。私たちにとって障害者とは、支援してあげる対象ではなく、貴重な人材なのです。

「障害者は働けない」という思い込み

私自身は、知的障害のある妹がいますし、父の代から障害のある社員がいたこともあり、障害者とともに働くのはごく自然なことでした。障害のない人以上に仕事をする姿もたくさん見てきました。ところがほかの経営者と話をしてみると、多くの人々が「障害のある人は働けない」と思っているのです。とても驚きました。

「障害者を受け入れるには、それなりの環境を整えない

と」考える人が多いのですが、障害の程度や内容によって必要な環境は違います。また、中小零細企業が設備面を整えるのは困難でしょう。しかし周りが臨機応変に対応することで大半はカバーできます。「受け入れ体制を整えてからでない」「どう接すればいいのか」などと考え込まず、まずは出会い、価値観を共有することです。

障害のある人を雇えば生産性が落ちるのではないかと心配されるかもしれませんが。確かに人をコストとして考えるとそうなります。しかし一人ひとりの能力が十分に発揮できた時、社内に活気が生まれ、新しいことにチャレンジしようという気運が高まります。企業にとってはそれこそが重要だと考えます。

喜びとともに仕事に取り組む姿から学ぶ

私の会社はダンボールケースの製造などを主とする仕事です。私自身も障害のある人とともに働くなかで多くのことを学んできました。もともとは「仕事は生産性をあげてサッサと済ませ、あとは自分の時間を楽しもう」という考え方で、自分と人の仕事はきっちりと分けていました。ところが知的障害のある社員は、業者が材料の納品にくると、昼休みだというのに進んで作業を手伝うのです。それにひきかえ、私が手伝うのは自分が急いでいる時だけ。損得勘定を抜きにして、ともに仕事に取り組み、それを喜びとする姿に「働く」ということの意味を考えさせられました。

また、ダンボールに印字する判の管理を「やらせてほしい」と申し出た障害者がいました。ミスをしたら商品が使い物にならない重要な仕事です。不安もありましたが、思い切って任せてみると、みごとな仕事ぶりです。私がやっているのを真剣に観察していたのがわかりました。同時に、自分が社員を信頼しきれず、仕事を抱え込んでひとりで悩んでいたことに気づきました。今では彼がいないとみんなが困ります。私は、彼らを障害者として向き合っていたが、彼らは私自身に向き合ってくれていたのです。

ともに働くなかで支え合い、お互いが成長していく——。障害者とともに働くために大切なのは、環境整備よりも先に現場での人間関係、信頼関係づくりだと実感しています。



やの たかし
矢野 孝さん

矢野紙器株式会社代表取締役

「外から見えない」発達障害への理解と社会的支援を

国が認めた発達障害者への支援の必要性

私たちは、2002（平成14）年に大阪府より「自閉症・発達障害支援センター事業」の委託を受け、2005（平成17）年4月からは発達障害者支援法の施行に伴って「大阪府発達障害者支援センター」に名称を変更、全国で現在51か所のセンターのひとつとして活動しています。幼児期から学齢期、成人期にいたるまで、生涯にわたる支援をおこなっています。

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）といった脳機能の障害と定義されています。外から見えにくい障害であるうえに、人とスムーズにコミュニケーションをとれなかったり、年齢や発達に不釣り合いな不注意や衝動的な行動をしたりするため、誤解されやすいという問題があります。「親の育て方が悪い」などと言われて親が悩んだり、自分を責めたりしてしまうことが多々あるのです。長年、大変つらい思いをしてきた当事者や家族にとって、国が発達障害者への支援の必要性を認めたことは大きな前進でした。

法はできたが、支援体制が未整備

けれども発達障害者支援法の施行によってすべての問題が解決するわけではありません。

障害認定の仕組みが整っていないため、「障害者手帳をもてない」「成人の発達障害者のほとんどが診断を受けていない」「診断を受けた人に対しても、その後のフォロー体制がない」など、さまざまな課題があります。

たとえば、以前に比べると早期の診断が進んだとはいえ、療育の受け皿不足や学校教育への引き継ぎがスムーズになされないなどの課題があります。また、知的発達に遅れない場合、家族や先生の、障害への気づきが遅れたり、診断を受けたとしても、受け入れることが難しかったりします。また、障害のあることが周囲の人にはわかりにくいため、誤解や偏見で孤立しがちになる場合もあります。

成人の場合、就労が大きな問題です。自分に合った活動や自宅以外の居場所が必要ですが、発達障害者のための福祉サービスを受けられる場がありません。

診断名でなく、その人自身を見るという視点を

大阪府では、2005（平成17）年度から発達障害児を対象にした療育センターを開設し、現在5か所で年間250名を受け入れています。全国的にみても行政としての取り組みは進んでいます。今後は一層の取り組みと同時に教育との連携や就労の分野での啓発と環境整備が求められます。

発達障害とひと口に言っても、障害の内容は一人ひとり違います。地域や学校、職場などでもとに過ごす時、自閉症やADHDといった診断名でくるのではなく、その人自身の個性や性格を見てください。特に自閉症の場合、見え方や音の聞こえ方、皮膚感覚などが通常とはまったく違うといわれています。「自分たちと同じ行動をとるのが常識」という考え方では、発達障害は理解できないと思います。発達障害のある人と接する時、助けてあげなければいけないと思いがちですが、「助けてあげる」「助けてもらう」という関係ではなく、

「感じ方や文化が違う」と考えることが大切なのではないでしょうか。

発達障害の人はコミュニケーションや社会性のもち方に違いがあります。私たちの視点を少し変えれば、発達障害の人とともに暮らすことはそれほど難しいことはありません。



にいざわ のぶこ
新澤 伸子さん

大阪府発達障害者支援センター長
アクトおおさか

障害は、その人にあるのではなく、その周りの人や社会のあり方にこそあるのだと痛感しました。障害を個性として認め、ともに働いたり、暮らしたりする、その人自身として見ていくこと、それが私たちに必要なのではないのでしょうか。

発達障害の理解とサポート



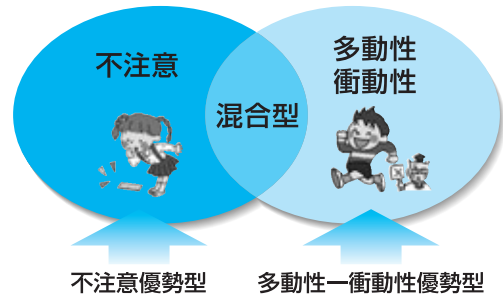
おだ ひろのぶ
小田 浩伸さん
(大阪大谷大学
教育福祉学部准教授)

1. 発達障害とは何か

発達障害について、ここ数年大きく取り上げられるようになってきました。文部科学省が実施した全国実態調査(2002年)からは、小・中学校の通常の学級に在籍している子どものうち、発達障害により学習面、行動面、対人関係面で特別な教育的支援を必要としている子どもが約6%程度の割合で存在する可能性が示されました。これは、40名のクラスでは、2~3名いるという数値になり、しかも、その困難の状態は様々です。

発達障害とは、発達障害者支援法による定義(第2条)では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされています。発達障害の代表的なものとしては、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症・アスペルガー症候群などがあります。

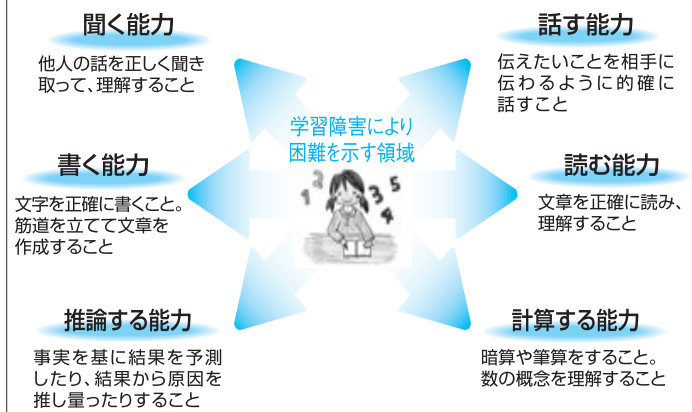
注意欠陥多動性障害(ADHD)



<注意欠陥多動性障害(ADHD)とは>

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態です。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされています。その特徴には、不注意優勢型と多動性・衝動性優勢型と、その混合型があります。

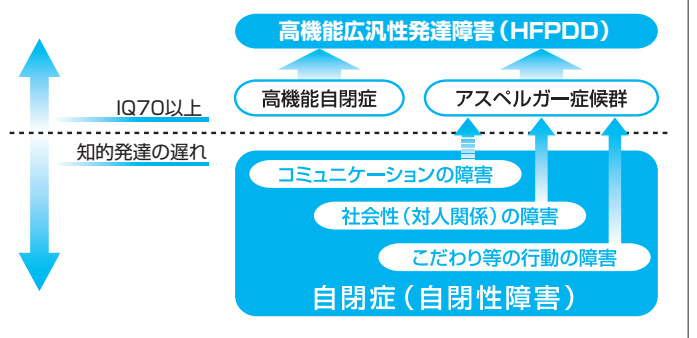
学習障害(LD)



<学習障害(LD)とは>

基本的には知的障害のような全般的な知的発達の遅れは見られないが、学習の成果(成績)、行動観察、詳細な心理検査等により、学習上の基礎的能力である「聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力」を習得し、使用することについて、一つないし複数の著しい困難があると見られる様々な状態を総称したものです。

広汎性発達障害(PDD)



<広汎性発達障害(PDD)とは>

①相対的な対人関係の質的障害、②コミュニケーションのパターンにおける質的障害、③幅狭く常同的で反復的な行動・興味・活動のパターン、の三つの領域に問題があることで特徴づけられる障害のことをいいます。一般的に、広汎性発達障害は、知的障害のある自閉症から知的障害のない自閉症までを包括する自閉症の上位概念として認識されていて、自閉症に類似した特性をもつ障害(高機能自閉症、アスペルガー症候群等)の総称として用いられています。高

機能自閉症とは、自閉症の三つの特徴を有しながら、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。また、アスペルガー症候群は、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものをいいます（言葉の遅れがなく、流暢に話す人も多くいますが、話し方が一方的になり、会話のやりとりが継続しにくい等の特徴がみられます）。

2. 発達障害をどのように理解するか

発達障害における学習面、行動面、対人関係面などの困難の状態は様々で、医学的診断を受けていない場合の方が圧倒的に多いと思われます。また、同じ診断名であっても、その個性や特性、発達の状況や環境（場）によってその現れ方はさまざまです。そして、数年が経ってから診断名がかわったり、「LD・ADHDを併せ有するアスペルガー症候群」と診断されることもある等、診断名で障害や特性をひとくくりに理解することはできません。つまり、一人一人の個性や特性を理解するという観点が大切なのです。

発達障害のある子どもたちが困っている様子としては、「漢字が覚えられない」「計算がわからない」「いつもイライラしている」「友だちができない」「いじめられる」「いつも忘れ物を注意される」等がよく聞かれます。こうした困難な状態に適切な対応がなされず、子どもが困っていることに気づかないでいると、自信を失って自己評価が低下し、不登校や引きこもり、周囲への反発、いじめなどの二次障害を引き起こすこともあるので、注意する必要があります。こうした二次障害の方がもともともっている障害よりも深刻になることがあります。発達障害は、『理解と支援を必要とする個性』としてとらえていく必要があります。

3. 発達障害者とともに生きるために大切な周りの理解とサポート及び自己理解

私たちがめざすべき社会は、障害の有無にかかわらず、さまざまな個性や特性のある人たちが、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会です。その実現のためには、障害

について正しく理解することが不可欠です。発達障害の理解の難しさは、全般的な知的発達の遅れがないこと、外見上ではわからないこと、その場面や状況によって特徴の現れ方が違うこと等にあると思われます。

発達障害者とともに生きていくためには、周りの人による発達障害についての適切な理解と必要なサポート、そして、発達障害者自身が自分の特性や個性について、自己理解を深めていくことの両面が大切であると思われます。

発達障害の理解とサポートについて一例を挙げてみます。発達障害のある人の多くは、否定的な言動に敏感ですから、大声で叱ったり、否定・断定的な注意をしたりすることは逆効果になります。丁寧な説明対応や、状況を比較して本人自身に気づきをうながす支援の観点が大切です。また、サポーターが興奮したり、感情的になると、それに相乗して気持ちが高まっていくこともあるので、できるだけ冷静に対応していくことも必要です。学習課題や作業を継続して進めていく際には、できるだけ刺激の少ない静かな環境を設定していくことも有効です。また、「どっちでもいいから」「適当なところで…」という抽象的なことばより、「…をお願いします」「…（時まで）します」等と指示やルールを明確に示す工夫も大切です。こだわり行動については、それをどう活用して次に繋げていくかを考えることも必要です。

次に自己理解についてですが、例えば、「…は得意だけど、…は不得意」「〇〇はできるけど、〇〇はできない」等を他者に伝えることができると、人とのつき合いが楽になります。こうした自分の得意なことや強い力については、できるだけ早い時期から聞いて実感しておくことが大切です。さらに、自分の不得意なことを知っておくことも、自己理解として重要になってきます。

以上のように、多くの人たちによる“ナチュラルサポート”が定着していくこと、そして、さまざまな個性や特性のある人たちが、共に学び、共に育っていく方法を考えて実践していくことが私たちの役割なのです。

用語解説

●障害者雇用率

障害者の雇用の場を確保するため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、「障害者雇用率」制度が設けられています。一定数以上規模の事業所は、雇用している常用労働者に占める身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合を次の率以上にしなければならないというものです。

区分	国及び 地方公共団体 (職員数48人以上)	都道府県等の 教育委員会等 (職員数50人以上)	特殊法人及び 独立行政法人 (労働者数48人以上)	民間企業 (労働者数56人以上)
率(%)	2.1	2.0	2.1	1.8

●発達障害者支援法

発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与するため、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定められています（2005（平成17）年4月施行）。



たけ かわ ひで ゆき
竹川英幸さん

(大阪中国帰国者センター理事長)



壮絶な半生を乗り越え、 帰国者支援に情熱を注ぐ

全国モデルにもなった支援策の数々

大阪中国帰国者センターの理事長として、これまでに2千人をゆうに越える中国残留孤児とその家族を支援してきた竹川英幸さん。20歳以上の子どもをはじめ、国費の対象外である帰国者の受け入れや帰国後1年間の生活保護、府営住宅への優先入居など画期的な支援策を次々と実現させ、全国的なモデルとなった。個人的に帰国者支援を始めた1976(昭和51)年当時、まだ行政にも帰国者支援の担当窓口はなかった。そんな状況のなか、古本や不用品バザーなどで1千万円を集め、日本で初めて民間のセンターを立ち上げたのである。その並外れた情熱と行動力の背景には、竹川さん自身の残留孤児としての壮絶な人生がある。

戸籍のない祖国で味わった絶望

4歳だった1937(昭和12)年、両親とともに満州へ。終戦で日本へ引き揚げる途中に襲われ、頭を殴られ気を失ってしまう。父親は出征しており、幼い弟妹5人を抱えた母親は呼びかけに反応しない竹川さんを置いていくしかなかった。通りかかった韓国人夫妻に助けられてソウルで育つが、朝鮮戦争の空襲で養父母は死亡。17歳になった竹川さんは韓国軍に招集され、手榴弾攻撃を受けるなど幾度も死と直面しながら生き延びた。

1958(昭和33)年、25歳で除隊し日本へ。「一時帰国のつもりだったのですが、アクシデントで帰りの船に間に合わず、そのまま日本に住むことになりました」。しかし戸籍のない竹川さんには肉体労働しかなかった。仕事ぶりを認められ、正社員にと誘われても身上書が書けない。言葉のなまりから長野県が出身地らしいとわかり、

長野県内の飯場を渡り歩きながら肉親を探したがわからない。絶望して2度、自殺を図った。

さまざまな苦難を乗り越えながら結婚、3人の子どもに恵まれた。水道工事の仕事が軌道に乗り、はた目には充実した生活だったが、戸籍のないことが心に重くのしかかっていた。

42歳で戸籍を取り戻し、帰国者支援を始める

そんな時、残留孤児の肉親探しに取り組む長野県の長岳寺住職、山本慈昭さんを知る。連絡をとって1ヵ月後には両親が判明、3人の弟妹とともに両親も健在であることがわかった。再会の前日、祝いの席で「自分ほど大変な人生を送った人間はいない」と話した竹川さんを住職は「ばか者！」と一喝した。「確かにおまえは大変な思いをしたが、5歳までは親きょうだいと暮らし、明日は再会を果たせる。しかし生まれた直後に置き去りにされ、今なお日本に帰れない人がたくさんいる。自分だけが大変だと思ふな」。住職はせつせつと説き、「だからこそ、今度はおまえがみんなの力になってくれないか」と語りかけた。

「それまで自分のことしか考えてこなかったけれど、ハッと目が覚めました」と竹川さんは微笑む。42歳で肉親と再会を果たし、戸籍を取り戻した後は、借金を背負いながら帰国者支援に力を注いだ。中国での小学校建設にも取り組み、6校が開校した。「終戦の混乱期に敵国だった日本の子どもを育ててくれた養父母たちへの恩返しです」と話す。そして「中国の養父母への感謝と、帰国者の55%は親が見つからないまま悪戦苦闘している現実とを日本社会は忘れないでほしい」としめくくった。

NPO・草の根活動

交野市ボランティアグループ
高齢者支援「おりひめ」

「おりひめ」は、交野市倉治地区の高齢者の皆さんが、いつまでも自分のことが自分で出来るようにと取り組んでいる自主グループのお手伝いをしています。1991(平成3)年に産声を上げたこの活動も、1997(平成9)年「大阪府知事表彰」、2006(平成18)年「大阪府草の根人権活動奨励賞」をいただきました。

これまでは、理学療法士や保健師の指示を頂き活動していましたが、2006年度より自主運営となり当座は不安でいっぱいでしたが、案ずるより生むが易しとはこのことでしょう。メンバーのKさんがリーダーを引き受けてくださり、ほのぼのとした笑いに包まれた2時間を皆さんと楽しんでいます。

昔からよく「遠くの親戚より近くの他人」といわれますように、いざという時は近所の人でないと頼りにはなりません。近所付き合いを大切にという戒めかと思えます。

いままで私たちは、経験したことのない高齢化社会を迎えたといわれておりますが、だからこそお互いの体験や価値観の違いを越えて、共有していく知恵を探していかなければならないのではと思います。

日本の家族様式であった、お年寄りを家族で扶養という意識も社会的扶養へと変化して参りました昨今、生産性を伴わないことに肩身の狭い思いをされることのないよう自ら誇りを持ち社会参加を活発にし、心を開いて下さる場になれば、こんな嬉しいことはありません。

毎週水曜日午後2時間という短い時間ですが、ボランティアがそれぞれの特技を生かして、手工芸、懐かしい歌、歌体操、お手玉、ボール遊びとバラエティ豊かに楽しんでおります。

75才から95才までの皆さんが話して下さる体験談やお人柄を知ることは、これからの私たちの生きていく何よりの道標であり勉強の場です。

戦前戦後の厳しい時代を必死で頑張り、経済成長の礎となられた皆さんが、心豊かな老後を過ごされますよう願わずにはいられません。

外国人女性のエンパワメントをめざす
「くろーばー」

くろーばーは2003年5月に設立した在住外国人女性のための相談機関です。2001年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が施行され、DV(ドメスティック・バイオレンス)への社会的関心が高まりましたが、外国人被害者への支援体制は不十分でした。大阪にも当時、外国人と女性の両方に専門性を持つ団体がなかったことが設立のきっかけとなりました。DVというと、殴る蹴るといった身体的暴力のイメージが強いかもしれませんが、性的暴力や精神的暴力、経済的暴力なども多いうえに、「文化的暴力」「在留資格を利用した暴力」など外国人特有の暴力もあります。「お前は俺が金で買ったんや」「〇〇人のくせに」などと傷つけられる言葉を受けたり、在留資格の取得に協力してくれなかったりさまざまな方法でコントロールされ、力を奪われている女性たちがたくさんいること、そして言葉の壁やさまざまな不安から支援につながりにくいことが相談から見えてきました。

現在、活動の中心は相談事業です。5言語に対応するホットラインにはDV以外にも、離婚、在留資格、婚外子、子育てなどさまざまな相談が寄せられます。内容に応じて、アドバイス、面談、専門家紹介などを行っています。

相談には通訳・翻訳が不可欠で外国人女性当事者を含む20名程度の通訳者が活躍しています。ホットラインの通訳だけではなく、外国人当事者や行政機関などからの依頼に応じて、法律事務所、行政、相談機関、裁判所、病院等への通訳派遣や、相談機関や施設の案内の多言語化などを行っています。法律、福祉の背景知識、人権感覚や対人援助者の資質が必要な分野の通訳ですが、その専門性に適切な対価が支払われていないのが現状です。

昨年は「大阪府草の根人権活動奨励賞」をいただきました。財政、安全、人材確保など課題も山積みですが、相談者たちが安全と尊厳を取り戻していく姿から力をもらいながら今後も活動を続けていきます。皆様ご協力お願いいたします。

連絡先：くろーばー 事務局長 尾上皓美
TEL：06-6577-9680
FAX：06-6577-9681
メール：clover@nngo.jp

外国人女性・子どものための
多言語ホットライン

06-6577-9680

月曜：13:00-16:00

中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語、英語、日本語



人権相談の現場から

障害者に関する人権相談〔障害者への家庭内での暴力について〕

相談 作業所に通う知的障害者の身体にアザなどの傷が見受けられ、家庭で家族から暴力を受けているようだ。最近、エスカレーターしで来ている。どのように対応すればよいか。

対応 関係機関によるケース会議を開催し、当面の対応を協議する。「作業所において事実関係の把握」「本人への働きかけ（意思の確認等）」「家族への働きかけ（家族が抱えている問題の把握。本人へのショートステイ等さまざまな福祉サービスの活用）」「緊急時の対応（本人からのサインの受止め、逃げ場所の確保等）」等について協議し、具体的に対応していくこととした。

その後、福祉事務所、作業所職員が本人・家族へ働きかけた結果、兄を含め、家族の不安定な状況が徐々に改善され、本人も安定した生活を取り戻すこととなった。以後、関係機関の見守りが継続されている。

知的障害者に対する権利侵害は、被害者本人の被害認識があいまいで被害を訴える力も弱いことが多いことから、発見が遅れることになりやすい。

また、本人の意に沿わないかたちで介入することも難しいという状況はあるが、本人を取り巻く関係機関が権利擁護の視点に立って、的確な状況把握と機敏な対応を図ることが重要である。

相談 父親から暴力をうけている重度障害者で、日常生活動作は全介助が必要。家庭訪問している相談員から、父親の暴力について相談があった。

対応 早急な対応が必要なので関係機関とのケース会議を開催し、今後の対応について協議した。当事者の現状確認と今までの経過確認を行うとともに、各機関での役割分担を確認した。通所施設では日々の状況及び傷等が無いかの確認を行い、『虐待』が判明すれば福祉事務所対応でショートステイを行い、長期的にはグループホームの利用も視野に入れる。また、緊急時の対応に向けて連絡網を確認する。

障害者への身体的暴力、ネグレクト（養育放棄）などが相談業務の中で判明する場合があるが、福祉サービスを全く利用せず、第三者の関わりがない場合、障害当事者が重度の障害のため直接訴えられない事例では、『虐待』を早期に発見し、対応していくことが難しい。当事者が訴えることができない場合、関係機関が本人の状況を定期的に把握し、対応の遅れがないようにする。相談を受けたものが抱え込むことなく、どの様な手順で、どの機関に相談し、問題の解決を図るのかを示すマニュアルが必要である。

これらの課題に対応していくためにも、関係機関の相互の連携、協力が大切であり、『虐待』としての共通認識を持ち、『虐待』発見時の対応システムの構築が必要である。

相談窓口

・大阪府障害者自立相談支援センター

TEL 06-6692-5261（地域支援課）
TEL 06-6692-5262（身体障害者支援課）
TEL 06-6692-5263（知的障害者支援課）
TEL 06-6692-5264（手帳発行）
FAX 06-6692-3981・5340

・大阪府こころの健康総合センター

TEL 06-6607-8814（相談専用）
FAX 06-6691-2814

※大阪市にお住まいのかたは、大阪市こころの健康センターの「こころの悩み電話相談」がご利用になれます。
TEL 06-6636-7867

※堺市にお住まいのかたは、堺市こころの健康センターの「こころの電話相談」がご利用になれます。

TEL 072-258-6410

・障害者110番（大阪府障害者社会参加促進センター事務局）

TEL 06-6774-0110
FAX 06-6775-9116

・ヒューマインド（大阪府福祉人権推進センター）内 障害者権利擁護支援センター

TEL 06-6561-4666
FAX 06-6561-5080

お近くの福祉事務所・保健所・保健センターでも相談できますので、お問い合わせ下さい。

シリーズ

人権尊重スキルを磨く
「会議のファシリテーション講座」①



私たちは力を持っている

ちょんせいこさん(人まちファシリテーション工房)

私の仕事はファシリテーターです

はじめまして。ちょんせいこです。今号から全4回で、このコーナーを担当することになりました。どうぞよろしくお願いします。

「ちょん」という名前は漢字で書くと「鄭」。韓国の名前ですが、日本人です。結婚した高校時代の同級生が、たまたま韓国ルーツだったので、結婚後、日本国籍のまま氏だけを変更しました。今は、平仮名の「ちょんせいこ」で生活のほとんどを過ごしています。

職業はファシリテーターです。ファシリテーターという言葉を書いたことはありますか。あるいは見たこと、やってみたことはあるでしょうか。ぜひ、この連載をきっかけにファシリテーターを身近に感じ、「やってみよう」と思ったり、ファシリテーターのまなざしを持っていただけたら、とても嬉しい。そんな気持ちでスタートしたいと思います。

人権にかかわって生きてきた感じがします

中学生の夏。知的障がいをもつ友人家族と一緒に参加したキャンプがきっかけとなり、私の人生は「人権」という文字と大きくかわりあうことになりました。障がいをもつ友人と地元の松原高校に通い、3年間を共に過ごした後は、進路が閉ざされた友人達の生活の場となる共同作業所「バオパブの家」設立に、仲間と奔走しました。

大学では部落解放研究会に所属し、4回生の時には、在日朝鮮人研究会も立ち上げました。そんな私のキャンパスでのあだ名は「人権ねえちゃん」。気に入ってはいませんが、そう呼ばれても仕方ない活動ぶりでした。

大学卒業後は「バオパブの家」で約10年勤務。その後、大阪ボランティア協会での修行を経て、小さなNPOのコーディネーターとして、松原市人権文化室と協働で外国人市民のための通訳、翻訳システムを立ち上げるなど、ホントに「人権にまみれた人生」を歩んできた感じがします。

だから私にとって人権は、空気みたいな存在。つまり息をするのに必要なもの。自分の人生を自己選択、自己決定しながら自分らしく豊かに生きることを支えてくれるもの。決して特別なものではなく、あたりまえのものです。

人権尊重を論じる場こそ、人権尊重であってほしい

そんな人権畑を歩いてきた私ですが、それゆえに「人権の現場」に存在する良い面も悪い面も、たくさん経験してきました。その中で変えてゆきたい、変えてゆけるとして現在、取り組んでいることの1つが、この連載のテーマでもある会議です。

みんなで力を合わせて人権尊重の取り組みを進める時に、会議はつきものです。しかし人権尊重を論じる場であるはずの会議なのに、そのプロセスが全く「人権尊重ではない」という場面を私はたくさんたくさん経験してきました。

例えば、みんなで力を合わせたいのに、意見を求めても、誰も何も言ってくれないのは、とても辛いことです。また、逆に、時間をかけて議論をしても、結局、「鶴のひと声」ですべてが決まったり。忙しい中、やりくりして参加しているのに、始まる時間も終わる時間もガラガラして、参加者一人ひとりの時間を大切にしてもらえなかったり。本筋に同意せず、異を唱える人を「人権意識が低い人」とラベリングしたり。「とにかく、まあ、無事に終わる」ことが目標で、結論が最初から決まっていってみんなやる気がない。声の大きい人の意見だけが通る。結局何も決まらない。そもそも権威主義など。

私自身も、ある時期は強制的になったり、また、一言も意見が出せなかったりと苦い経験や反省がいっぱいあります。でも、これってやっぱりオカシイ。人権尊重を論じる場こそ、人権尊重であってほしい。みんながイキイキと議論して、共通のゴールに向かってチームワークを育みながら、取り組んでゆきたい。そう思いませんか？

ファシリテーションという「人権尊重スキル」

そんな私がたどりついたのがファシリテーターという仕事でした。ファシリテーションは人権尊重の場をデザインしたり、それ以外の場面でも人権尊重のプロセスを生み出せる、とても有効なツールです。私自身これを得て、とてもラクに人とつながれるようになりました。

ファシリテーターには前提があります。それは、一人ひとり力は持つ存在であるということ。たとえ、重篤な症状の患者であっても、日本語が全くわからない外国人であっても、ダルダルムード全開の高校生であっても、口を開けば文句ばかり言う人であっても。ファシリテーターは、その力を信じて、引き出し、融合させながら、ゴールに向かって共に歩む進行役となって、その場に存在します。

ちょっとしたつぶやきやヒラメキ、疑問や質問、不満でさえも大切な意見として受け止め、一人ひとりが安心して発言することができる安全な場を作り、会議を創造的、生産的な活動の場へと高めます。肝心なのは、ゴール(目的)とエンドユーザー(最終利益享受者)をみんなで共有すること。そして理念だけでなく、具体的な技術を持つことです。

というわけで、次回以降、会議におけるファシリテーションについてご紹介します。お楽しみに。

参考文献：「人やまちが元気になるファシリテーター入門講座～17日で学ぶスキルとマインド」(著者:ちょんせいこ/発行:解放出版社)



「人権擁護士」の養成講座がスタート

今年度より、府民の人権問題を早期に解決に結びつけるとともに、人権侵害を未然に防止する役割を担う「人権擁護士」の養成講座がスタートしました。

大阪府では、人権相談・救済システムの構築に向けて、人権相談員の養成、人権相談窓口の開設、人権相談ネットワークの形成を柱とする人権相談事業を実施してきました。

現在、すべての市町村に人権相談員及び人権相談窓口が設置され、285の人権相談機関ネットワークが構築されるなど相談体制を整えています。

一方、子ども、女性、高齢者、障害者等に対する人権問題が多発し、内容も複雑化・多様化しており、人権に関わる事象を早期に把握し解決を図っていく必要があります。

このため、市町村等の相談窓口等で業務に従事し、豊富な経験を持つ方などを対象に、「人権擁護士」養成講座を6月から開始しており、来年2月までの9か月間行うこととしております。

〈問合せ〉大阪府政策企画部人権室 人権相談・擁護グループ
TEL 06-6941-0351(内線2392) FAX 06-6944-6616

人権擁護士の業務

- ①複雑・困難な相談事案の原因や背景を分析し、適切な専門相談機関へのあっせん及び当事者間の調整を行います。
- ②高度な知識と対人援助技術(カウンセリングマインド)を活かし、相談を行います。
- ③相談者、関係者等への啓発を行います。
- ④人権相談員をサポートし、相談技術等の向上のため指導に努めるとともに心のケアを行います。
- ⑤人権相談の内容を分析・整理し、啓発課題や人権侵害の予防のための検討を行い、行政機関等に必要に応じて意見を述べます。

人権教育啓発ドラマ アイム ヒア 僕はここにいる 僕のあゆみ～発達障害とともに～

●ねらい

知的には遅れはないものの、発達がアンバランスなために学校や社会の中で生きにくさを感じ、苦しんでいる“発達障害”の人たちのことを理解するとともに、どのような支援が必要であるかをまなび、すべての人の人権が尊重される社会の実現について考えるきっかけとなるよう製作したドラマです。

●あらすじ

バイク好きの優希は、父と母との3人暮らし。仕事で遅刻したり、忘れ物をしたりの失敗ばかりで、孤立してしまう。小学校時代からそのようなことで、いじめにあたりてきた。病院で診断を受けた優希は、「広汎性発達障害」であることを知る。職場では言い出せず、結局辞めてしまう。

母とともに障害者就業・生活支援センターを訪れた優希は、その作業所でいきいきと働く個性的で魅力的な障害がある人たちと出会い、「他の人と違っていてもいいんだ」と自信を取り戻していく。

優希は、自分に適したバイクの修理販売会社に採用される。そこでは、優希を迎えるさまざまな工夫がされ、働く仲間もあたたかく支えてくれた。そして優希は、ツーリングのイベント企画を担当することになる。

■原作:ストーリー公募作品 ■監督:神谷操一 ■キャスト:杉浦太陽 こだま愛 九十九一 八木小織 増田未亜

■出演協力:大阪府民の皆さん(公募)

人権教育啓発ドラマのビデオは、大阪府視聴覚ライブラリー(大阪府立中央図書館内:06-6745-0170〈代表〉)で団体貸出しを行なっています。ぜひご活用ください。



人権学習シリーズvol.4 『ちがいのとびらー多様性と受容ー』を配付します

人にはさまざまな違い、多様性があります。しかし、この違いによって否定されたり、差別、排除されたりすることがあります。人権を尊重するために“違いを認めあってもともに生きる”ためには、多様性を尊重する学習が大切になってきます。

人権学習シリーズvol.4『ちがいのとびらー多様性と受容ー』は、多様性を尊重するための人権学習の教材として、学習を進めるための考え方と学習プログラムを紹介しています。ぜひ、人権学習・人権研修にご活用ください。ご希望の方に配付します。

冊子の内容

第1章 多様性の人権学習

多様性を尊重する人権教育／多様性を学ぶための場づくり／感情とエンパワメント／自己開示とカミングアウト

第2章 多様性の学習プログラム

1 私たちの多様性／2多様性と人権課題／3多様性を読み解く視点や概念／資料

体 裁

A4版 92ページ

費 用

冊子は無料ですが、送料のみご負担ください。

申 込 先

財団法人 大阪府人権協会 人権啓発部

TEL.06-6568-2983 FAX.06-6568-2985



ラジオ番組「人権レーダー」のご案内

さまざまな人権問題をテーマに、ホットで身近な話題をわかりやすく語りかけるラジオ番組です。毎日放送ラジオ(AM1179kHz)の朝の情報番組「はやみラジオ!水野晶子です」の中で放送しています。

2008年3月まで毎月第1金曜日の午前7時20分頃(約10分間)

提供:大阪府、大阪市、堺市

〈問合せ〉大阪府政策企画部人権室 人権教育・啓発グループ

TEL 06-6941-0351(内線2309) FAX 06-6944-6616

お知らせ

「人権啓発ファシリテーター・チャレンジ講座」受講者募集

人権をテーマに扱うファシリテーター（参加体験型学習の促進役）として、大切な資質やスキル等を学ぶ講座です。この講座では、人権学習シリーズ vol.4「ちかいのとびら—多様性と受容—」を使って、多様性を尊重する人権学習の進め方を基礎から学び、ファシリテーターの実施に挑戦します。ぜひご参加ください。

- 日時** 2007年10月6日(土) 10:00~17:00
10月12・19・26日・11月2・9・16日(金) 19:00~21:15
12月1日(土) 10:00~17:00
- 会場** ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）ほか
- 参加要件** ①府内に在住、在勤、在学されている方
②参加体験型学習の参加体験があり、ファシリテーターをやりたいと思っている方
③全日程の参加が可能な方 30名程度
- 受講料** 無料
- 講師** 北野真由美さん（えんぱわめんと堺/ES）
栗本 敦子さん（Facilitator's LABO<えふらぼ>）
森 実 さん（大阪教育大学）
梁 麗 一さん（大阪YMCA国際専門学校
表現・コミュニケーション学科）
- 問合せ** (財)大阪府人権協会人権啓発部
TEL 06-6568-2983 FAX 06-6568-2985

第26回
「人権啓発詩・読書感想文」募集

人権問題を“自らの課題”として考えていただくきっかけとするために、詩と読書感想文を募集します。あなたの思いや気持ちを作品にしてみませんか。ご応募をお待ちしています。

- 募集対象** 府内の小・中学（部）生
- テーマ等** 人権の尊さやお互いの人権を守ること、差別のない明るい社会を築くことの大切さ、平和の大切さを訴えることなど。
- 募集期間** 9月30日（日）必着
- 問合せ** (財)大阪府人権協会人権啓発部
TEL 06-6568-2983 FAX 06-6568-2985



昨年度の表彰式の様子（内場勝則さん、未知やすえさん、神戸モンキーズ）
とき 2007年2月17日（土）・ところ 府立上方演芸資料館

第25回平和と人権展

- 日時** 8月3日(金)~8日(水) 午前10時~午後8時 **内容** 平和の尊さ・人権の大切さを訴える啓発パネル展示等 **場所** ダイアモンドシティ・プラウ 1階 ノースコート(地下鉄御堂筋線 北花田駅下車) **入場料** /無料
- 問合せ** 堺市市民人権局人権部人権推進課
TEL:072-228-7420 FAX:072-228-8070

堺市
人権教育セミナー

- 日時** 8月29日(水) 午後2時~4時 **内容** 講演:「つくりかえられる微—近代社会のなかの部落問題—」 講師:黒川みどりさん(静岡大学 教授)
- 場所** 堺市立人権ふれあいセンター ちぬが丘大ホール **参加費** /無料
- その他** /手話通訳・要約筆記あり(当日直接会場へ) **問合せ** 堺市市民人権局人権部指導課 TEL:072-228-7159 FAX:072-228-8070

平和展

- 日時** 8月10日(金)~11日(土) **内容** <特別展>大阪大空襲 パネル等展示 /市民による戦時体験の「語り部」の映像放映 <常設展・コーナー> 学童保育作品展示 /折り鶴・一言絵画コーナー /手作りおもちゃコーナー /戦中食試食コーナー(10日のみ) **場所** /高槻市立生涯学習センター1階展示ホール **入場料** /無料

高槻市
映画祭

- 日時** 8月10日(金) 午前の部 /午前10時開演(開場午前9時30分)
午後の部 /午後1時30分開演(開場午後1時) **内容** /硫黄島からの手紙
- 場所** /高槻市立生涯学習センター2階多目的ホール
- 入場料** /無料(当日午前9時から1階展示ホールで入場整理券を発行)

平和を考えるついで

- 日時** 8月11日(土) 午後1時~4時 **内容** /「愛・いのち・平和」音楽祭
- 場所** /高槻市立生涯学習センター2階多目的ホール **入場料** /無料
- 問合せ** /平和展実行委員会事務局(高槻市市民協働部人権室)
TEL:072-674-7458 FAX:072-674-7577

守口市
平成19年度「平和のついで」

- 日時** 8月17日(金) 午前10時30分~午後4時 **内容** /戦時中の試食体験、講演会、パネル展示、映画放映 **場所** /守口市中央公民館 **入場料** /無料
- 問合せ** /守口市民生生活部人権室 TEL:06-6992-1221 FAX:06-6994-1691

大東市
親子で平和を考えるついで

- 日時** 8月4日(土) 午前 /午後 2回上映 **内容** /映画「アンゼラスの鐘」
- 上映 **場所** /大東市立総合文化センター多目的小ホール **定員** /各250人
- 入場料** /無料 **問合せ** /大東市人権推進部啓発推進課
TEL:072-870-9061 FAX:072-870-0907

富田林市
第23回平和を考える戦争展

- 日時** 8月10日(金)~12日(日) 午前9時~午後6時(12日は午後5時まで)
- 内容** /大阪大空襲、長崎被爆資料、地図から消された島・毒ガスの島・大久野島、大久野島一動員学徒の語り、核に蝕まれる地球(森住卓写真展)などの展示、戦争体験者談、映画「ライオンを探せ」、人形劇など **場所** /すばるホール **入場料** /無料
- 問合せ** /富田林市人権文化部長人権政策課
TEL:0721-25-1000 FAX:0721-25-9037

東大阪市
人権尊重のまちづくり強化月間事業

- 日時** 7月24日(火) 午後1時30分~3時
- 内容** /講演:「いのちのハードル—「リトルの涙」母の手記—」~1つしかないいのち~ 講師:木藤潮香さん **場所** /東大阪市立男女共同参画センター
- 入場料** /無料 **その他** /手話通訳あり

東大阪市
平和のついで(アニメフェスティバル)

- 日時** 7月27日(金) 第1回目:午前10時~ 第2回目:午後1時~ **内容** /映画「あしたの元にな〜れ」上映 **場所** /東大阪市立市民会館 **入場料** /無料

東大阪市
平和のついで(平和資料展)

- 日時** 8月7日(火)~12日(日) 午前9時~午後7時(土・日曜日は、午後5時まで)
- ※8月9日(木)は休館のため休み **内容** /展示テーマ「戦争中の人びとのからし」
- 場所** /大阪府立図書館1階ホール **入場料** /無料
- 問合せ** /東大阪市人権文化部長人権室人権啓発課
TEL:06-4309-3156 FAX:06-4309-3823

阪南市
ヒューマンライツセミナー2007

- 日時** 7月6日(金) **内容** /講演:「命の大切さ」~少年犯罪で息子を奪われた母の想い~ 講師:武るり子さん(少年犯罪被害当事者の会 代表)
- 日時** 7月12日(木) **内容** /講演:「インターネットと人権」 講師:吉村憲昭さん(ニューメディア人権機構)
- 日時** 9月11日(火) **内容** /講演:「HIV/AIDSと人権」~薬害エイズが教えるもの~ 講師:花井十伍さん(NPO法人ネットワーク医療と人権 理事・大阪HIV薬害訴訟原告団 代表)
- 日時** 9月20日(木) **内容** /講演:「“他民族社会”にっぽん!」~「在住外国人」も住民です~ 講師:朴洋幸さん(NPO法人 トッカビ子ども会 代表)
- 日時** 9月27日(木) **内容** /講演:「チェア・ウォーカーから見る社会」 講師:松上京子さん(エッセイスト)
- 時間** /いずれも午後1時30分~3時30分 **場所** /阪南市立文化センター小ホール **定員** /150名 **参加費** /無料 **その他** /手話通訳、一時保育あり(事前申込が必要) **問合せ** /阪南市総務部人権推進課
TEL:072-471-5678 FAX:072-473-3504



枚方市香里ヶ丘

第17回

旧陸軍香里製造所煙突跡



京阪電車光善寺駅からバスに乗り、小高い丘をめざすと、広々と整備された香里団地がある。この団地の妙見山配水池に、高い煙突があらわれる。19.9メートルもあるこの煙突は、旧陸軍香里製造所の跡である。

香里製造所は、京都の宇治火薬製造所から運ばれてきた湿った火薬をスチーム熱で乾燥させる工場で、一時は日本一の火薬工場になったという。このあたりには、戦争当時、枚方製造所もあり、その火薬を貯蔵する禁野火薬庫がおかれて、火薬を輸送する軍用鉄道の引き込み線がつけられるなど、一大火薬工場地帯であった。

1939（昭和14）年3月1日に禁野火薬庫が大爆発をおこし、死者94名、負傷者602人の大惨事になった（陸軍資料）。枚方市は、この3月1日を「枚方市平和の日」と定めている。

香里製造所は戦後に閉鎖されたが、朝鮮戦争の特需で再び火薬製造が復活されようとした。これに対して市民が反対運動を行い、市議会でも「火薬製造反対決議」がなされるに至った。これにより火薬工場は断念され、その跡地がニュータウン香里団地に生まれ変わった。

1982（昭和57）年に、枚方市は府内の自治体に先がけ「非核平和都市宣言」を行い、1984（昭和59）年に、「不戦と平和」のシンボルとして香里製造所の煙突を保存することにした。また、市内には、香里製造



所跡を示す「陸軍用地」の石柱（香里ヶ丘2丁目）、禁野火薬庫跡の土塁（上野2丁目、中宮第4団地、表紙写真）、軍用鉄道をふりかえる中宮平和ロード（中宮本町から中宮西の町）などがある。

今も残る高い煙突は、戦争に突き進む人間の姿とそれによる大きな犠牲を見てきた。また、再び戦争に協力しようとしたことを阻止した人間の姿も見てきた。そして、今も人間を上からにらみつづけている。煙突の下には「煙突に寄せて平和を誓う」とのプレートがあり、「あらためて平和のモニュメントとして守り続ける」と結ばれている。（香里ヶ丘8丁目、京阪バス「八丁目北」前）

「赤ちゃんから大人まで」

藤井寺市小学二年(当時)

塩尻奈海

赤ちゃんから
大人
お年よりまで
たくさんの中の
わたしは いる
なっている人を見ると
どうしたの？
わらっている人を見ると
たのしそう
しんどそうにしている人を見ると
だいじょうぶ？
と声をかけたくなる
足のふじゆうな
お年よりを見ると
手をつないであげようと思う
わたしも小さいころは
手をつないでもらっていたように
一人では さみしい
二人いると うれしい
三人いると もっとうれしい
たくさんいるほうが
たのしいし うれしい
人ってすばらしいと思う
人って大せつだと思う

2006年度人権啓発詩 読書感想文募集事業
（大阪府大阪府教育委員会 愛ネット大阪・財大阪府人権協会）の入選作品より

2007(平成19)年6月発行

この情報誌は20,000部作成し、1部あたりの単価は39円です。

発行／大阪府政策企画部人権室

編集／財団法人大阪府人権協会

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
TEL.06-6941-0351 FAX.06-6944-6616
http://www.pref.osaka.jp/jinken/

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12
TEL.06-6568-2983 FAX.06-6568-2985
http://www.jinken-osaka.jp



「そうぞう」とは

人権尊重社会を実現するためには、さまざまな偏見や差別を受けている人の状況・気持ちを「想像」することと、豊かな人権文化を「創造」することが必要です。この情報誌がこれらの「そうぞう」につながるように一そんな思いが込められています。